

平成30年第3回定例会  
新冠町議会会議録  
第2日（平成30年 9月14日）

◎議事日程（第2日）

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		諸般の報告
日程第 3		行政報告
日程第 4	同意第 3号	新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 5	報告第11号	例月出納検査等の結果報告について
日程第 6	報告第12号	新冠町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について
日程第 7	報告第13号	平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第 8	報告第14号	専決処分について (損害賠償の和解及び損害賠償の額の決定について)
日程第 9	報告第15号	専決処分について (損害賠償の和解及び損害賠償の額の決定について)
日程第10	報告第16号	専決処分について (損害賠償の和解及び損害賠償の額の決定について)
日程第11	認定第 1号	平成29年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第12	認定第 2号	平成29年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13	認定第 3号	平成29年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第14	認定第 4号	平成29年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
日程第15	認定第 5号	平成29年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- |         |           |  |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 6 | 認定第 6 号   | 平成 2 9 年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について   |
| 日程第 1 7 | 認定第 7 号   | 平成 2 9 年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 1 8 | 会議案第 6 号  | 特別委員会の設置について                             |
| 日程第 1 9 | 議案第 3 4 号 | 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について          |
| 日程第 2 0 | 議案第 3 5 号 | 平成 3 0 年度新冠町一般会計補正予算                     |
| 日程第 2 1 | 議案第 3 6 号 | 平成 3 0 年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算           |
| 日程第 2 2 | 議案第 3 7 号 | 平成 3 0 年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算           |

「閉会宣告」

◎出席議員（12名）

1番 須崎 栄子 君	2番 椎名 徳次 君
3番 武藤 勝圀 君	4番 長浜 謙太郎 君
5番 荒木 正光 君	6番 氏家 良美 君
7番 武田 修一 君	8番 堤 俊昭 君
9番 秋山 三津男 君	10番 竹中 進一 君
11番 但野 裕之 君	12番 芳住 革二 君

◎出席説明員

町 長	鳴海 修司 君
副町長	中村 義弘 君
教育 長	山本 政嗣 君
総務課 長	坂本 隆二 君
企画課 長	原田 和人 君
町民生活課 長	坂東 桂治 君
保健福祉課 長	鷹 賢 寧 君
税務課 長	佐藤 正秀 君
産業課 長	島田 和義 君
建設水道課 長	関口 英一 君
会計管理者	田村 一晃 君
診療所事務 長	杉山 結城 君
特別養護老人ホーム 所長	山谷 貴 君
牧野 所 長	堤 秀文 君
総務課 総括主幹	佐々木 京 君
企画課 総括主幹	楫川 聡明 君
町民生活課 総括主幹	竹内 修 君
保健福祉課 総括主幹	新宮 信幸 君
税務課 総括主幹	今村 力 君
産業課 総括主幹	三宅 範正 君
建設水道課 総括主幹	寺西 訓 君
建設水道課 総括主幹	磯野 貴弘 君
特別養護老人ホーム 総括主幹	坂元 一馬 君
管理課 長	工藤 匡 君
社会教育課 長	湊 昌行 君
管理課 総括主幹	小久保 卓 君
社会教育課 総括主幹	谷 藤 聡 君

社会教育課総括主幹  
農業委員会事務局長  
代表 監 査 委 員

伊 藤 美 幸 君  
本 間 浩 之 君  
岬 長 敏 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長  
議 会 事 務 局 係 長

佐 渡 健 能 君  
浜 口 雅 史 君

(開会 10時00分)

○議長（芳住革二君） 皆さん、おはようございます。

◎開会宣告

○議長（芳住革二君） ただ今から、平成30年第3回新冠町議会 定例会第2日目の会議を開きます。

◎開議宣告

○議長（芳住革二君） ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（芳住革二君） 議事日程 を報告いたします。本日の議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（芳住革二君） 日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番 但野 裕之 議員、1番 須崎 栄子 議員を指名いたします。

◎日程第 2 諸般の報告

○議長（芳住革二君） 日程第2 諸般の報告 を行います。町長から、お手元に配布のとおり議案の提出がありましたので報告いたします。次に、閉会中の諸行事の出席状況は、お手元に配布のとおりですので、ご了承願います。次に、今定例会の説明員として出席通知のありました者の職氏名を、お手元に配布しておきましたので、ご了承願います。以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第 3 行政報告

○議長（芳住革二君） 日程第3 行政報告 を行います。議案の審議に先立ち、町長及び教育長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 議長さんから発言の許可をいただきましたので、平成30年第2回定例会以降の主要な行政の動向について、項目の順に従いご報告申し上げます。

はじめに、「JR日高線の復旧に向けた取組等」についてご報告申し上げます。平成27年1月から運休が続いておりますJR日高線につきまして、本年6月以降の取組等について、ご報告申し上げます。地域の公共交通ネットワーク全体の維持・発展のため、交通モードの調査・検討を進めていた「JR日高線沿線地域の公共交通に関する調査・検討協議

会」の第5回協議会が、去る7月30日に開催されてございます。昨年11月14日の第4回協議会において、JR日高線にデュアル・モード・ビークル導入の可能性をはじめ、鉄道路盤にバスを走らせるバス高速輸送システム並びに、バス運行に係る比較検証の調査結果をまとめていたところでございますが、7月30日の協議会では、調査報告書中の各交通モードに係る運行収支、運行開始までに要する期間等の基幹要件をはじめ、運行能力面、利便性の主要部分を検討事項とし、実現可能性、住民の足の確保、経済的合理性の視点から、実現可能な交通モードとして3案に絞り込みを行なっております。選択肢とした交通モードは、1点目「JR日高線全線復旧」、2点目「鶴川・日高門別間の鉄道 プラス バス」、3点目「全線バス」としたところございまして、比較検証を行ってきたデュアル・モード・ビークルについては運用開始まで14年以上かかることや、バス高速輸送システムについては初期費用が100億以上かかることなどから、現実的な選択肢としては無理と判断してございます。また、報告事項として、7月27日に国土交通省から、JR北海道の経営改善に向けた取組及び関係者による支援・協力について公表されるとともに、JR北海道に対する経営改善に向けた取組を着実に進めるよう監督命令が発出されており、その内容について北海道運輸局鉄道部長から、説明を受けてございます。JR北海道の経営改善に向けた取組としては、北海道新幹線の札幌延伸の効果が発現できる平成43年度に、JR北海道が経営自立することを目指し、札幌市圏内における非鉄道部門も含めた収益の最大化や、地域の関係者との十分な協議を前提に、事業範囲の見直しや業務運営の一層の効率化など、収益の増加とコストの削減に取り組み、徹底した経営努力を行なうものとし、事業範囲の見直しについては、鉄道よりも他の交通手段が適しており、利便性・効率性の向上も期待できる線区において、地域の足となる新たなサービスへの転換を進めるなどとなっております。関係者による支援・協力としては、国の支援は、国鉄清算事業団債務等処理法の規定に基づき、鉄道運輸機構を通じて行うもので、同法の規定に付された期限内の平成31年度及び平成32年度の2年間における支援内容として、利用が少なく鉄道を持続的に維持する仕組みの構築が必要な線区における鉄道施設、車両設備投資等に対し、地方自治体の同水準の支援を前提とした支援、経営基盤強化に資する前向きな設備投資に対する支援などとなっております。2年間の総額は400億円台と示されております。なお、本協議会は、調査報告書に基づき交通モードの絞り込みを行い、一定の整理を終えたことから、第5回を持って終了とし、今後は町長会議で検討を行なうことといたしました。その後、8月20日、管内の町長会議が開催され、JR北海道の綿貫常務からJR日高線の鶴川・様似間をバス転換した場合の支援策や護岸対策などについて説明を受けてございます。バス転換した際の8項目にわたる支援策については、昨年第3回定例会でも申し上げておりますが、

1. 国・道・町が補助するバス路線への、町負担分の一定程度の支援、
2. 列車運行時と同等以上のバス運行便数を確保するための支援、
3. 定期差額運賃の一定期間の補てん、

4. 用地及び施設の無償譲渡による、例えばサイクリングロード等での活用、
5. 観光送客への支援、
6. 所有する社宅の自治体への寄贈または貸与、
7. 鉄道公園等の駅舎周辺整備への協力、

8. 鉄道用地を活用して行う地域振興のための整備費用の一部補填、となっており、

この日、具体的な内容として、バス路線に対する補助について、収支想定によりバス運行開始後18年間の自治体負担額への支援、列車とバスの定期料金との差額支援については廃線した時点の在校生が卒業するまで続けること、JR日高線は様似町までとなっておりますが、えりも町までの乗り入れを検討していること、鉄道用地などをまちづくりに活用する場合に自治体へ無償譲渡すること、乗車人数に合わせて大型や小型バス、ワゴン車の導入のほか、通学生や住民の利便性向上のため、高校への乗り入れ、病院、商業施設付近への停留所設置などの考えが示されてございます。護岸対策については、JR北海道の厳しい経営状況の中、資金の手当がつく範囲内に置いてコツコツと積み上げていくとし、強固な護岸対策を採ることは難しく、今後の護岸整備については国や道と相談していくとしております。鶴川・日高門別駅間に関しましては、仮に鉄道運行を再開するとした場合、費用負担について地元と協議を要する部分として、持続的に維持する費用が営業損出と施設等維持費を合わせ年3億2000万円、再開に必要な折り返し設備等の初期費用が6000万円となっており、また、運行面では、現在、苫小牧・鶴川間は1日8.5便ですが、運行再開後の想定は鶴川・日高門別間が4.5便に減り、苫小牧・鶴川間と同便数が確保されないこと、現在の代行バス運行の8便と比較しても、利便性が低下するといったことが示されてございます。次に、大狩部・厚賀間の護岸決壊による土砂流失につきまして、損壊箇所の応急措置は行なわれているものの、恒久対策の目途は見えないため、日高町村会及び日高総合開発期成会として、去る7月25日、北海道の関係部及び北海道議会の各会派にJR北海道に対し速やかに対応するよう指導を要請しておりますし、更に、今回初めて北海道との合同の中央要請活動として、8月7日に上京し、道内選出の国会議員並びに国土交通大臣、副大臣、政務官をはじめ関係官僚に対しまして、JR北海道に対し、災害復旧に向けた指導を行なうとともに、国等がJR北海道に代わり復旧整備ができる仕組みの創設の要請を行なっております。

次に、「農作物の生育状況と販売状況」について、8月15日現在における主な農作物の生育状況からご報告申し上げます。まず、水稲であります。北海道農政事務所による道内の作柄状況は、日高地方をはじめ、米どころと呼ばれる上川・空知を含む6割以上の地域で「不良」と見込まれております。これは、6月中旬から7月中旬の気候が低温・日照不足で推移し、分けつが進まなかったため、穂やもみの数が「少ない」と予想されたためでございます。今後の気象条件によって作柄の変動はあるとのことですが、厳しい見立てとなっております。また、日高農業改良普及センターが実施しております新冠町内での生育状況調査によりますと、水稲は6月中旬の低温や日照不足の影響から初期生育が停滞し、

その後も気温が上がらず回復が進まなかったため、生育状況は平年の4日遅れという評価でございます。ピーマンにつきましては、一部の圃場でアブラムシなどの害虫が見られたものの、大きな障害も無く、生育は比較的順調に推移しておりましたが、6月中旬以降の日照不足により生育は鈍化し、収量は平年を大きく下回っております。牧草につきましては、一番草の生育が順調に進み、平年よりも7日ほど早い収穫始めとなりましたが、晴れ間の見える天候は短く、長雨などの天候不順が長く続いたため、多くの圃場で適期収穫を逃し、平年よりも約1ヶ月の収穫遅れとなりました。このため一番草は品質や栄養価の低下が著しく、二番草の生育遅れにも影響を及ぼしました。次に、8月31日現在における新冠町農協取り扱いの農作物販売状況について申し上げます。9月以降の収穫となる水稻を除き、総販売額は資料に記載のとおり5億3807万6823円で、前年から10.5%の増、金額にして5100万円ほど上回る状況でございます。このうち、当町の基幹作物として産地化を図って参りましたピーマンにつきましては、本年2月の大雪被害により規模縮小や定植時期の遅れを余儀なくされ、更に天候不順の影響を受けたことから、作付面積は前年より1.24haの減、販売数量は247トンほど減少いたしました。新冠産ピーマンの品質の良さに加え、全国的な品薄感から価格が高騰し、前年と比較して販売単価で161円、販売金額では4300万円ほど上回る4億5573万6778円となりました。また、振興作物としているアスパラにつきましては、作付面積が0.15haの増、販売数量も3トンほど増加したことから、販売金額は前年を約400万円上回る3958万1589円ございました。メロン以下につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略いたしますので、後刻ご覧頂きたいと存じます。以上が農作物の生育状況と販売状況でございます。

次に、本年8月1日より国保診療所の入院病床及び休日夜間における救急外来患者さんの受入れ同時再開を致しましたが、8月中における運営状況につきましてご報告させていただきます。まず、入院病床につきましては、8月1日の患者さん2名の受入からスタートし、8月中における最大入院時患者数が9名となる日を含めまして、1カ月間の入院延数20名、退院延数12名、8月31日現在入院患者数8名となっております。8月中の1日平均入院患者数は6.0名となっております。次に、休日夜間における救急外来患者さんの受入れにつきましては、平日の時間外の急患対応者は4名、休日は12名、合計16名となっております。なお、これまでの病床休止の間、休日及び夜間における救急車による急患搬入受入れも合わせて休止しておりましたが、8月中におきましては4名の患者さんについて救急車による搬入受入れを行っております。一方、外来患者数も月毎に増減はございますが、昨年度と同様に若干ではございますが増加傾向が続いておまして、さらに診療所全体の良き評判も増えていると感じております。私が目指すべき、この地域における医療・介護の充実強化は行政政策の中でも重要であり、急務であると考えておりますので、医療・介護現場それぞれの関係性をさらに充実させまして高齢者を中心とする方々に対するケア体制のさらなる向上を目指してまいります。診療所の入院病床の再開は、

その一歩でもありますので、新冠町民の多くの皆様に取りまして、安心安全が感じられる町づくりに強い信念を持ってまい進したいと思えます。以上が国保診療所の病床再開後における8月1カ月間の運営状況でございます。

次に、「台風21号及び平成30年北海道胆振東部地震にかかる被害状況等」についてご報告申し上げます。去る9月4日から5日にかけて北海道の日本海側を通過した台風21号は、当町に瞬間最大風速23.5メートルの強い風をもたらし、町内全域で倒木や住宅の屋根の一部損壊、ビニールハウスの倒壊等の被害が生じました。4日は、気象庁からの情報により、日高管内に暴風警報が発令される可能性が高いとの見通しが示されておりましたので、早い段階から警戒に当たっておりましたが、強風のピークが深夜となることから、職員による町内巡視は行なわず、情報収集に努めておりました。夜明けと共に職員や地域担当パトロール業者による巡視を行い、被害状況の調査を実施したところ、町道や道道17箇所倒木があり、通行の支障となることから早急に除去すべく、職員及び建設業者により適宜対応し、大きな支障はありませんでした。農業施設につきましては、ビニールハウスの全壊1棟、半壊4棟、一部損壊1棟の被害があり、224万円の被害額と報告されており、このビニールハウスの倒壊により、ピーマン600平方メートル、84万円の被害報告を受けております。個人所有の住宅や倉庫等の建築物では、屋根の一部損壊や看板の転倒など、6箇所の被害が報告されております。公有財産では、物置屋根や看板の破損2箇所の被害がありましたが、いずれも軽微なもので、既定予算で対応が可能な状況であります。また、この暴風により、5日午前1時20分頃より町内の一部が停電となり、水道施設に影響が出たことから、発電機を配備し対応しましたが、順次復旧し、最終的には5日午後11時44分、全て復旧しております。次に9月6日に発生した胆振東部地震の状況についてですが、午前3時7分に厚真町を震源とする最大震度7を記録した地震は、当町でも震度5強を記録し、直ちに職員が登庁し、3時20分には、災害対策本部を立ち上げましたが、その時点で、津波の心配はないとの報道でありましたので、暗闇の中ではありませんでしたが、職員を道路、橋梁、公共施設等の調査に向かわせ、被害の状況確認を行ったほか、地震直後の停電により連絡の取れない緊急通報装置利用者や要援護者の安否確認を行い、それぞれ無事を確認し、大きな被害も報告されなかった所であります。地震直後から町内全域で停電となり、水道、下水道施設ともにポンプが作動しない状況となりましたが、直ちに発電機を配備し、支障を来たす事無く稼働させたところでありました。しかしながら、固定電話が不通になるほか、携帯電話やスマートフォンも繋がりにくい状態となり、情報が途絶える状況が続く中、停電の復旧見通しも立たないことから、役場庁舎のほか本町多目的交流センター、節婦生活館に発電機を配備し、テレビの受信と携帯電話等の充電が可能となる、情報提供所を開設いたしました。後に大狩部自治会が自主的に生活センターを解放し、町内4箇所で情報提供所を開設することとなり、それぞれ、数多くの利用者がありましたが、夜を徹して利用される方はいらっしゃいませんでした。停電は、長く続き、最も早く復旧した市街地が7日午前2時頃で順次、復旧の範囲は広まりましたが、

西新冠地区につきましては、8日午後9時まで2日半に亘り電気の無い不自由な生活を強いられることとなりました。なお、この地震による被害は、けが人1名のほか、停電の影響により、酪農業において、生乳の受け手が無く、止む無く廃棄せざるを得ない状況となり、その被害額は、462万円ほどに及ぶとの報告を受けております。現在、物流は、徐々に回復しつつありますが、余震が断続的に起きており、予断を許さない状況にありますし、また、計画停電に備え、節電を余儀なくされているところではあります。町民皆様のご理解とご協力をお願い致します。

最後に今定例会に提案しております案件ですが、人事案件1件、報告案件4件、認定案件7件、一般議案1件、平成30年度各会計補正予算3件を提案することに致しております。それぞれ提案する際に具体的にご説明いたしますので、全案件とも提案どおりご決定いただきますよう、よろしくお願い申しあげまして行政報告とさせていただきます。

○議長（芳住革二君） 町長の行政報告が終わりました。次に、教育長から行政報告を行います。山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） はじめに、本定例会に提出させていただいております「教育委員会点検・評価報告書」についてでございます。この報告書につきましては、「地方教育行政の組織および運営に関する法律」の規定により、「効果的な教育行政を推進し、地域住民への説明責任を果たす」ことを目的に、教育委員会がその権限に属する事務事業の管理、及び執行の状況について、点検及び評価を行うこととされておりますことから、例年、報告書を作成し、議会への報告、また町のホームページにおいて公表するなど、透明性のある教育行政を推進するため、情報公開に努めているところでございます。今年度につきましては、平成29年度 教育行政執行方針で掲げた重点施策について、管理課、及び社会教育課が所管する事務事業について内部評価をした後、学校評議員、社会教育委員、スポーツ推進委員、更には、認定こども園保護者会にお願いしまして外部評価を頂いたところでございます。

平成29年度の教育行政の執行に関しましては、重点施策に基づき、概ね計画どおり実施できたものと考えておりますが、予算面においては、教育予算全体で、補正予算を含め、前年度と比べ大幅な増額予算をいただき、事業を執行させていただいたところでございます。管理課所管事務事業におきましては、ICT環境の整備、中学校の屋上防水対策や新冠小学校の教室の増設、教職員住宅の新築、更には朝日小学校への町費負担教職員や、認定こども園の職員増員など、計画された環境整備とそれらを活用した教育活動の実践が図られたと考えております。また、社会教育課所管事務事業におきましては、レ・コード館20周年記念事業の展開や、第2収蔵庫の整備、新冠百話の発刊など、町民の皆様のご協力をいただきながら充実した事業展開を図ることができたと考えております。これら執行内容の内部評価を外部評価委員の皆さんにご説明申し上げ、評価を頂いたところでございます。近年では、教育行政全般にわたり様々な教育改革が進められ、それらへの取組と、対応のあり方が問われております。教育委員会といたしましては、評価を頂いた皆さんか

らの貴重なご意見を参考に、今年度の事務事業の執行に活かしてまいるとともに、次年度以降の事務事業の改善や推進に努めてまいりたいと考えております。評価内容の詳細については、改めて報告書をご確認いただきたいと思います。

次に、本年、4月17日に実施いたしました全国学力・学習状況調査について、文部科学省から実施結果の公表がありましたので、概要についてご報告申し上げます。本調査は、小学校6学年、中学校3学年を対象に、国語及び算数・数学の2教科に、3年ぶりに理科を加えた、3教科の「学力調査」と、生活習慣や学習方法、学習環境や生活の諸問題などに関する「学習状況調査」、更には学校における指導の取り組み方法や、人的・物的な教育条件の整備状況などに関する「学校に対する質問紙調査」を行っております。はじめに、学力調査の結果についてですが、小学校では全般的に、昨年を若干下回る結果となっており、全道平均とほぼ同様の結果となっております。中学校においては、調査開始以来、初めて、全教科で全道、全国を上回る結果となっております。また、児童質問紙調査からは、国や道の平均に比べ「人の役に立つ人間になりたい」「地域の行事に参加している」「新聞をよく読んでいます」と回答した児童、生徒の割合が高い一方で、小中ともに「生活習慣」や「自尊感情」については、課題の残る結果がでております。本調査は、児童生徒が身に付けるべき学力の、一部分の傾向であることや、調査結果は、学校における教育活動の一側面であり、これらの調査結果と、他の情報を合わせて、総合的に分析・評価することが必要であり、個々の設問や領域等に注目して、学習指導上の課題を把握・分析し、児童生徒一人一人の学習改善や学習意欲の向上につなげることが重要となります。各校においては、本年度の結果を踏まえ、校長を中心として、教職員が詳細な結果分析を行い、共通認識を持った上で、今後の授業改善や、家庭学習の定着化に向けた取り組みを強化していくこととしております。調査結果の詳細につきましては、町広報誌において、今後の改善策を含め、改めて公表させていただきたいと存じます。

次に、「ブロック塀等の点検結果における対応について」ご報告申し上げます。6月18日に発生した大阪北部地震により、小学校のブロック塀が倒れ、児童1名が死亡するという痛ましい事故の発生を受け、教育委員会では、直ちに、ブロック塀の調査を行いました。調査の結果、朝日小学校の校門がブロック製で出来ていることが判明したため、危険度判定を依頼したところ、「控え壁の設置がないこと」及び、「片方の校門に傾きが見られること」から4段階評価のうち、危険度3にあたる「注意が必要」との判定を受けました。また、この校門については、昭和46年に地域の方から寄贈を受けた貴重なものであることもあわせて確認したところでございます。危険度を解消するための方策を建設課と協議した結果、傾きが見られる門は撤去し、小学校名が記されている門については、控え壁が必要とならない高さ、1.2メートル以下の高さに削ることが最善であると判断いたしました。直ちに、寄贈をいただいた方にご了解をいただき、7月27日から工事に着手し、同30日に工事を完了したところでございます。

次に、社会科副読本「にいかっぷ」の作製についてでございます。社会科副読本は、主

に小学校3学年及び4学年の社会科の授業で使用されます。小学3・4年生の社会科は、「地域学習」ともいわれており、それは、主な学習対象を身近な地域に求め、そこに見られる社会的事象を具体的に学習することを通し、地域の社会生活を総合的に理解するとともに、社会の一員としての自覚を促し、ふるさとに対する誇りと愛情を育むことをねらいとしております。当町では、昭和44年4月に副読本の初版を作製し、時代の変遷や、学習指導要領の改訂に合わせ、これまで12回の改訂を行い、平成14年度には、学習指導要領の改訂に合わせ、全面改訂しておりますが、その後、全面的な見直しは行っておりません。しかし今般、学習指導要領が改訂されることにあわせ、新学習指導要領における、社会科の改正内容を踏まえた見直しを図ることとし、昨年度から編集委員会を立ち上げ、取組みを進めて参ったところでございます。新たな副読本は、現行の副読本の内容を基本としつつ、次期学習指導要領に示された目標をバランスよく配置するとともに、町づくりの移り変わりや、自然災害、伝統文化や先人の働きについて加筆し、さらに、教科書の単元内容に合わせた新しい目次構成に作り変えております。新しい副読本は平成31年度から使用するもので、本年度当初予算において製本経費を計上する考えでしたが、内容の検証やイラストの選定、ページ数の調整に関し、長期休業期間を活用した、教職員による集中的な編集作業が必要であったことから、本定例会において補正予算として計上しておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に新冠町少年国内研修交流事業について申し上げます。本年度の事業は、例年どおり研修先を沖縄県とし、金武町でのホームステイと交流を盛り込んだ内容で準備を進めており、去る7月25日に参加者の面接選考を終えております。本年度は、定員20名の募集に対し21名の応募があり、このうち1名は、特別支援学級に所属する子どもでありましたが、面接選考を担当した教育委員全員から「定員枠を増やして参加させるべき」との審査意見をいただいたところでございます。このことを受け、教育委員会といたしましては、教育的事業効果を考慮し、21名全員を参加させることが適当であると判断いたしました。事業予算の確保の問題もございますので、この方針について、町理事者と協議をいたしましたところ、本年度の事情と教育委員会の考えをご理解いただいた上で、引率についても万全な体制を整えるよう指示をいただいたところでございます。このようなことから、本年度の国内研修交流事業は、21名の児童生徒に加え、引率者も1名増員させた5名体制で実施することで計画しております。なお、参加者と引率者の増員分に係る事業予算については、本定例会において補正予算を計上させていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

最後に、台風21号及び胆振東部地震に際しての、対応についてご報告いたします。まずもって、この度の台風や地震により被害にあわれました皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、不幸にも命を落とされた方々のご冥福を心からお祈り申し上げます。さて、暴風を伴った台風21号は予報どおり、9月5日未明から明け方にかけて、北海道を通過したわけですが、西日本を通過する中で、大きな被害が報告されていた状況から、特

に通学時間帯への影響を考慮し、前日（9/4）の判断として、小中学校の始業時間と、スクールバスの運行をそれぞれ2時間遅らせる措置をとらせていただきました。同様に、認定こども園のバス運行についても時間を繰り下げ、台風の影響を避けて運行したところでございます。次に、9月6日未明に発生した「胆振東部地震」に際しての対応についてですが、地震発生後、直ちに職員が各教育施設の被害状況を確認し、大きな被害がないことを確認した上で、同日、4時30分に各校長とこども園長を招集し、余震や停電による授業や給食への影響を考慮し、休校・休園とする旨を決定させていただきました。同日14時には、翌日の対応について協議致しましたが、「地震の大きさから余震の備えが必要であること」や「停電の復旧めどが立たないこと」更には、復旧したとしても「給食の提供が不可能であること」の理由から、7日も休校・休園とすることで対応させていただいたところでございます。停電により、スムーズな連絡調整が図れない部分もございましたが、保護者の皆さまにはご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、社会教育施設におきましては、地震と停電の影響により、見学や施設利用に支障があると判断されたレコード館と郷土資料館を9月6日の終日、休館とさせていただいたほか、スポーツセンターと町民センターは、夜間を休館とさせていただいたところでございます。限られた情報の中で、早期の判断と連絡に心がけたつもりでございますが、町民の皆さまには、教育施設の休校・休館等により、ご心配やご不便の中、ご理解あるご協力を賜り、改めてお礼申し上げます。以上をもちまして、教育行政報告とさせていただきます。

○議長（芳住革二君） 教育長の行政報告が終わりました。

◎日程第 4 同意第3号 新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（芳住革二君） 日程第4 同意第3号 新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任について を議題とします。提案理由の説明を求めます。中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 同意第3号 新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。大宮仙司氏は、平成30年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めようとするものでございます。大宮氏は、平成24年10月より固定資産評価審査委員会委員に選任されております。大宮氏は、酪農経営を行う傍ら誠実な人柄から自治会役員や団体の役員をされるなど信望も厚く、何事にも公平公正な判断ができる方でございますことから、固定資産評価審査委員会委員として適任と判断をいたしましたので、再任同意を求めようとするものでございます。以上同意第3号の提案理由でございます。提案どおりご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。これより、同意

第3号についての採決を行います。お諮りいたします。同意第3号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第 5 報告第11号 例月出納検査等の結果報告について

○議長（芳住革二君） 日程第5 報告第11号 例月出納検査等の結果報告について を議題といたします。監査委員より、例月出納検査等の結果報告がありましたので、質疑を省略し、報告のとおり受理することにいたしたいと思います。

◎日程第 6 報告第12号 新冠町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について

○議長（芳住革二君） 日程第6 報告第12号 新冠町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について を議題といたします。教育長より、新冠町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の提出がありましたので、質疑を省略し、お手元に配付の報告のとおり受理することにしたいと思います。

◎日程第 7 報告第13号 平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（芳住革二君） 日程第7 報告第13号 平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 報告第13号 平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率について、提案理由を申し上げます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により算定いたしましたそれぞれの比率について、8月27日監査委員に審査いただきましたので、監査委員の審査意見と共に別紙のとおり報告するものでございます。次のページをお開き願います。平成29年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律につきましては、平成19年6月に公布され、地方公共団体の財政の健全化に関する4つの指標が定められ、平成21年4月から施行されております。それまでの地方財政再建促進特別措置法に代わるもので、特別会計や公営企業会計の累積赤字を含め、イエローカードともいえる注意喚起の段階として健全化団体、さらに悪化した場合には、レッドカードともいえる財政再生団体が、規定されております。イエローカードともいえる健全化団体になりますと、財政健全化計画を作成し、計画に基づく財政健全化を行います。またレッドカードともいえる、財政再生団体になりますと、財政再生計画を定め、計画に基づく財政再建に取り組むことになり、総務大臣の許可が無ければ、起債の発行ができなくなります。また税金や公共料金の増額住民サービスの見直しをせざるを得なくなります。現在全国では夕張市のみが財政再生団体となっております。初めに、平成29年度における

健全化判断比率の状況であります。各会計における4種類の指標について記載をしております。まず始めに、実質赤字比率であります。一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率を表すもので、15%以上で財政健全化団体に、20%以上で財政再生団体となりますが、平成29年度赤字を生じてございません。次に、連結実質赤字比率であります。一部事務組合、広域連合、第三セクターを含めない全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率を表すもので、20%以上で財政健全化団体、40%以上で財政再生団体となりますが、この指標においても平成29年度赤字を生じておりません。次に実質公債比率についてありますが、全会計に一部事務組合、広域連合を含めた中で標準財政規模に対する公債費及び公営企業会計などへの繰り出しのうち実質的に公債費に充てたと認められる準公債費の割合の過去3カ年の平均値で表すもので、この数値は起債発行の際に協議若しくは許可を判断する上で用いられ、18%以上になると許可が必要になり、25%以上で単独事業に係る地方債が制限され、35%以上では、これらに加えて一部の一般公共事業債についても制限されることとなります。平成22年度決算においては、18.1%となっております。起債発行の際は許可でありましたが、平成23年度決算では16.6%となり、協議へと変更となり、以後年々減少し、平成27年では11.5%、28年度では10.6%、29年度では8.5%となっております。次に、将来負担比率についてであります。全会計に一部事務組合や広域連合第三セクターを含めた中で地方債の残高などを始め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を表すもので、350%以上で財政健全化団体となります。平成23年度では55.0%平成24年度では46.1%、25年度では20.4%、26年度では13.9%、27年度で5.9%と年々減少してございましたが、平成28年度は、災害復旧によりまして基金を取り崩した影響により、0.3ポイント増の6.2%となっております。平成29年度については2.8%となっております。次に資金不足比率の状況であります。公営企業会計ごとの資金の不足額が事業の規模に対して、どの程度であるかを示すものであり、公営企業会計ごとに算定し、20%以上で経営健全化団体となり、公営企業の経営の健全化を図る計画を策定することとなりますが、いずれの会計も資金不足を生じていない状況でございます。以上が平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率の提案理由でございます。ご審議を賜り、報告どおり受理いただきますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、報告第13号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終了いたします。報告第13号については、報告のとおり受理することいたします。

◎日程第 8 報告第14号 専決処分について

○議長（芳住革二君） 日程第8 報告第14号 専決処分について を議題といたします。

す。提案理由の説明を求めます。坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 報告第14号 専決処分について、提案理由を申し上げます。地方自治法第180条第1項規定に基づき、別紙のとおり専決処分致しましたので、同条第2項の規定によりこれを報告し、受理いただくものでございます。次のページをお開き願います。専決処分書であります。損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成30年7月9日付をもって専決処分したものであります。このたびの専決処分につきましては、本年6月22日に新冠中学校において公務補が草刈り作業中に刈り払い機に巻き込んだ小石を飛ばし、校舎前の駐車場に停車しておりました車両のフロントガラスを損傷させた事案につきまして、物損事故に係る示談が成立いたしましたので、示談日を以て損害賠償の和解及び損害賠償の額の決定を専決処分したものであります。なお、損害賠償の和解及び額の決定につきましては、議会の議決を要する案件でありますけれども、これにつきまして。失礼いたしました。地方自治法第180条第1項の規定によりまして、議会の権限に属する軽易な事項で、特に指定したものは専決処分できることと規定をされておりまして、損害賠償の額が50万円以下のものにつきましては、町長において専決処分できる旨を議会から委任をされておりまして、このたび専決処分し、報告案件とさせていただいておりますところでございます。また、損害賠償額の支払いに関しましては、町加入の保険会社より直接相手方に支払われることとなっておりますことから、歳入歳出予算に変動はございません。以下報告第15号及び第16号も同様となっております。それでは次のページを開き願います。損害賠償の和解及び損害賠償の額の決定について、平成30年6月22日に新冠中学校において公務補が草刈り作業中に刈り払い機に巻き込んだ小石を飛ばし、停車中の車両フロントガラスを損傷させたことについて、損害賠償の和解及び損害賠償の額を次のとおり決定する。和解の相手方は、新冠町にお住まいのAさんとしてございますが、個人情報保護の観点から、実名を伏せておりますことをご了承願いたいと思います。和解内容につきましては、新冠町を甲とし、Aさんを乙として以下、次の条件のとおり和解したものであります。1 過失割合は、甲である新冠町100%、Aさんをゼロ%とする。2新冠町はAさんに対し金14万1739円を支払うものとする。3新冠町及びAさんは、本件に対し、今後上記の請求を除き今後一切の請求をしないこととする。損害賠償の額は、14万1739円とする。以上、報告第14号の提案理由を申し上げます。ご審議を賜り、報告どおり受理くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。報告第14号については、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告でありますので、質疑を省略し、報告のとおり受理することといたしたいと思っております。

◎日程第9号 報告第15号 専決処分について

○議長（芳住革二君） 日程第9号 報告第15号 専決処分について を議題といたしま

す。提案理由の説明を求めます。坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 報告第15号 専決処分について、提案理由を申し上げます。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分致しましたので、同条第2項の規定によりこれを報告し、受理いただくものでございます。次のページをお開き願います。専決処分書であります。損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成30年7月18日付をもって専決処分したものであります。このたびの専決処分は、本年7月1日に町道元神部町有牧野芽呂線を走行していた一般車両が道路センターラインに設置をしております中心票の開いていた鉄製の蓋に乗り上げ、車両右側後輪タイヤを損傷させた事案につきまして、物損事故に係る示談が成立いたしましたので、示談日を以て損害賠償の和解及び損害賠償の額の決定を専決処分したものであります。次のページをお開き願います。損害賠償の和解及び損害賠償の額の決定について、平成30年7月1日町道元神部町有牧野芽呂線を走行していた一般車両が道路センターラインに設置している中心票の開いていた蓋に乗り上げ、車両右側後輪タイヤを損傷させることにつきまして、損害賠償の和解及び損害賠償の額を次のとおり決定する1和解の相手方は、新冠町にお住まいのBさんと和解内容は新冠町を甲とし、Bさんを乙として、以下次の条件のとおり和解したものであります。1過失割合は甲である新冠町を100%、Bさんをゼロ%とする。2新冠町はBさんに対し、金1万3500円を支払うものとする。3新冠町及びBさんは、本件に関し今後長期の金利を除き一切の請求をしないこととする。3損害賠償の額は1万3500円とする。以上報告第15号の提案理由を申し上げます。ご審議を賜り、報告どおり受理くださいますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。報告第15号については、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告でありますので、質疑を省略し、報告のとおり受理することといたしたいと思います。

◎日程第10号 報告第16号 専決処分について

○議長（芳住革二君） 日程第10 報告第16号 専決処分について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 報告第16号 専決処分について、提案理由を申し上げます。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分致しましたので、同条第2項の規定により、これを報告し受理いただくものでございます。次のページをお開き願います。専決処分書。損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成30年8月1日付をもって専決処分したものであります。このたびの専決処分は本年5月26日に新冠町コミュニティバス通学通勤便B路線の第4便を運行中、町道東泊津新冠線から国道235号線へ侵入するため右折をした際に、新ひだか町方面より走行して来た一般乗用車と接触し、相手方の車輛を損傷させた事案につき

まして、物損事故に係る示談が成立いたしましたので、示談日を以て損害賠償の和解及び損害賠償の額の決定を専決処分したものであります。次のページをお開き願います。損害賠償の和解及び損害賠償額の決定についてであります。平成30年5月26日に新冠町コミュニティバス通学通勤便B路線の第4便運航中、町道東泊津新冠線から国道235号線へ侵入するため右折をした際に新ひだか町方面より走行して来た一般乗用車と接触し、相手方の車両を損傷させたことにつきまして、損害賠償の和解及び損害賠償の額を次のとおり決定する。1 和解の相手方は、被害者の代理人である札幌市の弁護士Cさんであります。2 和解内容は新冠町を甲とし、Cさんを乙として、以下次の条件により和解をしたものであります。1 過失割合は甲である新冠町を90パーセント。C側を10パーセントとするものであります。2新冠町はC側に対し、金13万5420円を支払うものといたします。3 C側は新冠町に対し、金1万2964円を支払うものとします。4新冠町及びC側は本件に関し、今後上記の金利を除き一切の請求をしないこととする。3 損害賠償の額は、13万5420円とする。以上、報告第16号の提案理由を申し上げます。ご審議を賜り、報告どおり受理いただきますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。報告第16号については、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告でありますので、質疑を省略し、報告のとおり受理することといたしたいと思っております。暫時休憩といたします。再開は11時20分といたします。

（休憩 11時 5分）

（再開 11時17分）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

- ◎日程第11 認定第1号 平成29年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第2号 平成29年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第3号 平成29年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第4号 平成29年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第5号 平成29年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第6号 平成29年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第7号 平成29年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（芳住革二君） 日程第11 認定第1号 平成29年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第12 認定第2号 平成29年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13 認定第3号 平成29年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14 認定第4号 平成29年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、日程第15 認定第5号 平成29年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16 認定第6号 平成29年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、日程第17 認定第7号 平成29年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上、7件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 認定第1号から認定第7号までの7件の決算認定につきまして、一括提案内容を申し上げます。平成29年度新冠町一般会計他6件の会計に係る歳入歳出の決算につきましては、去る8月27日から29日の3日間監査委員に審査をしていただきましたので、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をし、議会の認定をお願いするものでございます。各会計の決算の内容説明につきましては省略をさせていただき、監査委員の審査意見を朗読し、提案理由の説明とさせていただきます。認定第7号の次のページに綴っております平成29年度新冠町一般会計等決算の審査意見についての第3審査意見につきまして朗読をさせていただきますので、9ページをお開き願います。審査意見。財政構造の弾力化を示す経常収支比率は、86.6%で前年度から4.1ポイント増となっており、これは普通交付税の減額、燃油価格上昇に伴う燃料費の増額及び臨時職員増員に伴う賃金等の増が主な要因となっている。また実質公債比率においては最も高かった平成20年度の19.9%から年々減少し、本年度は8.5%となり町債発行許可団体の基準となる18%を大きく下回るとともに、基金残高も20億5千万円となっており、財政の健全化に向けた効果が着実に図られている。しかしながら、依然として多額の滞納額があり、負担公平の観点から引き続き適切な収納対策を徹底し、更なる収入未済の縮減に取り組まれない。以上が審査意見であります。認定第1号から認定第7号までの7件の決算認定の説明を申し上げます。ご審議を賜り、提案どおり認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第18 会議案第6号 特別委員会の設置について

○議長（芳住革二君） 日程第18 会議案第6号 特別委員会の設置 を議題とします。ただ今、提案理由の説明がありました、認定第1号から第7号までの7件については、新冠町議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議会としてこれを慎重審議す

るため、議長及び議選監査委員を除く議員全員で構成する「平成29年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会」を設置し、認定第1号から第7号までを付託のうえ、審査することにいたしたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。よって、認定第1号から第7号までの7件は、ただいま設置されました平成29年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会に付託のうえ、審査することに決定いたしました。なお、ただいま設置されました平成29年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会においては、正・副委員長を互選し、後刻報告願います。

◎日程第19 議案第34号 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（芳住革二君） 日程第19 議案第34号 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 議案第34号 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を以下のように定めようとするものでございます。このたびの改正は、対象となる施設が東川生活改善センターであります。建設は、昭和43年9月25日。建物は木造平屋の69.66平米でございます。当該施設につきましては、平成25年度から土地所有者並び自治会と数回にわたり協議を重ねてきたところ、昨今の地域状況もあり、自治会としてはほとんど施設を使用していない実態があり、老朽化も著しいことから、地域においても今後も使用見込めないとのことで、自治会等の了承も得ましたので、今年度施設の解体をし、また敷地につきましては、解体後建物の諸手続を完了した後、地権者にお返りする予定となっております。集会施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例の内容について、新旧対照表で説明申し上げますので、次のページをお開き願います。集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。新旧対照表第2条名称及び位置を次の通り改めるものであります。中段にあります名称が東川生活改善センター位置が新冠町字東川206番地の8について削るものであります。前のページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。以上が議案第34号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案どおりご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第34号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。はい、長浜議員。

○4番（長浜謙太郎君） 4番長浜です。2点お伺いいたします。解体費用について1点。もう1点は、解体する前にですね、利活用の道を探るなど例えば農泊施設や他の住宅としてといったことは検討されたのでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） はい、お答えします。解体費につきましては、129万

6000円でございます。施設の利活用の関係なんです、ここにつきましては、民地をお借りしております、協議の中で解体してお返し願いたいというお話がありまして、この施設につきましては、解体したというものでございます。ご理解をお願い致します。

○議長（芳住革二君） 他にありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。討論を終結いたします。これより、議案第34号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第35号 平成30年度新冠町一般会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第20号 議案第35号 平成30年新冠町一般会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 議案第35号 平成30年度新冠町一般会計補正予算について、提案理由を申し上げます。次のページをお開きください。平成30年度新冠町一般会計補正予算。この度は第2回目の補正となります。歳入歳出予算の補正第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2827万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億とび118万8000円にしようとするものであります。この度の補正の主な内容であります。宇東町町有地に賃貸住宅5戸を建設する者に対する民間賃貸住宅等建設促進補助金の追加、中古住宅取得物件リフォーム補助金の追加、事業確定に伴います障害者自立支援給付費負担金及び障害者医療費負担金返還金の追加、新規就農予定者に対する担い手育成対策支援事業の追加、町有牧野臨時職員賃金の追加、緑資源幹線林道平取えりも線維持補修工事費の追加、ホロシリ乗馬クラブ移転に係る調査設計等業務委託料の追加、新冠温泉施設工事費の追加、町道除雪業務委託料の追加、新型全国瞬時警報システムJアラート受信機購入費の追加、社会科副読本印刷製本費の追加等となっております。地方債の補正がありますので、4ページをお開き願います。第2表 地方債補正 1追加であります。起債の目的 小規模林道地域整備事業は、緑資源幹線平取えりも線の土砂崩れ箇所への復旧に対する過疎債限度額1590万円を追加するもの。新型全国瞬時警報システム受信機購入事業は、今年度末までに更新が必要なJアラート受信機の購入に対し、緊急防災減災事業債限度額500万円を追加するものであります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては掲載のとおりとなっております。次に、事項別明細書歳出より説明いたしますので、10ページをお開き願います。2款 総務費 1項 総務管理費 5目 企画費 992万8000円の追加。11節 需用費 210万8000円は、コミュニティバス2台の故障に係る修繕料で、平成29年2月購入の走行距離14万7000キロの車両は、エンジンの故障により取り替えが必要なもので、販売店を通じクレーム処理いたしましたが、購入より1年を経過していることからクレームがかなわず、一般修理が必要なものとなっております。平成27年1月購入の31万キロ走行の車両は、エンジンターボの

不具合により取り替えが必要なものとなっております。19節 負担金補助及び交付金 782万円の追加。里平地区テレビ共同受信施設工事負担金19万1000円は、7月の大雨によりケーブルを支える鋼管柱の倒壊があり、移設が必要となったもので、日高町と新冠町の両町が世帯割で負担することとなっております。町の不動産屋さん運営補助金29万1000円は、中古住宅1件の売買を仲介した不動産業者に対し、不動産仲介手数料と同額を運営費補助金として交付するもの。定住・移住促進住宅取得奨励金15万円の追加は、当初9戸225万円を見込んでおりましたが、現在13戸240万円が見込まれていることから、不足分を追加するもの。民間賃貸住宅等建設促進補助金500万円の追加は、町内に一定条件のもとで賃貸住宅を建設する者に対し、補助金を交付するもので、2LDK以上の住宅5戸を建設する者に1棟当たり100万円、計500万円を交付するものであります。新冠町企業誘致条例奨励金39万7000円の追加は、企業誘致条例に基づき、株式会社日高食肉センターに対する固定資産税相当額を3年間補助するもので、今回で3年目になりますが、平成30年度の固定資産税の確定に伴い、不足分を交付するものであります。中古住宅流通交付金29万1000円の追加は、町の不動産不動産屋さんを通して中古住宅を売却した所有者に対して助成するもので、1件の申請に対し不動産仲介手数料と同額を計上しております。中古住宅取得物件リフォーム補助金150万円の追加は、取得した中古住宅のリフォーム費用に対し2分の1以内上限50万円を補助するもので、当初2件100万円を措置しておりましたが、5件250万円が見込まれることから、不足分を追加するものであります。9目 財政調整基金費 30万2000円の追加は、日高自動車道厚賀静内道路工事に伴う町有地売り払い収入で、節婦町126番地6のうち6332.15平米、これを1平米あたり47.8円で売却するものを基金に積むものであります。15目 減債基金費 57万9000円の追加は、同じく日高自動車道厚賀静内道路工事に伴う同地内の桑他911本に対する流木補償費を基金に積むものであります。11目 ふるさとづくり基金費 313万5000円の追加は、1法人3個人からのふるさとづくり指定寄付金を基金に積み立てするもの。11ページに移ります。3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費 804万6000円の追加。19節 負担金補助及び交付金 15万円の追加は、介護職員初任者研修費助成金として当初5名分25万円を見込んでおりましたが、現在8名の受講申し込みがあることから、不足分を計上するものであります。23節 償還金利及び割引料 789万6000円の追加は、いずれも平成29年度に実施した障害者自立支援給付費、障害児通所給付費及び障害者医療費において国2分の1、道4分の1の率をもって交付される負担金について、事業確定に伴い、給付実績が受け入れ額を下回ったことから、超過交付額を返還するものであります。2目 老人福祉費 128万6000円の追加。19節 負担金補助及び交付金 33万7000円の追加は、日高中部広域連合負担金で、介護保険制度の改正に伴うシステム改修費を新ひだか町との負担割合によって算定をしております。28節 繰出金 94万9000円の追加は、介護サービス特別会計で説明をいたします。12ページに移ります。5款 農林水産業費 1項 農業

費 2目 農業総務費 831万6000円の追加。19節 負担金補助及び交付金 で、就農施設等整備費補助金500万円の追加は、担い手育成対策支援事業として新規就農者が営農に必要な農地経営農業施設等を就農とする費用の2分の1以内500万円を上限に補助するもので、この度平成28年度に採用した農業支援1名が酪農家として、平成31年から営農を開始するために乳幼牛牛舎、農業機械、農地等を取得する費用4700万円に対し補助するものであります。野菜促成栽培施設整備事業補助金331万6000円の追加は、当町の基幹作物である野菜の促成栽培をするために必要なビニールハウス及び自動換気設備の導入費に対し補助するもので、今年度4件の生産者から一重ハウス6棟内側ハウス2棟、自動換気設備5機の申し込みがあり、総事業費946万7536円に対し、それぞれの区分により20%から40%の補助をすることとしております。3目 農業振興費 334万2000円の追加は、14節 使用料及び賃借料 300万円は、本年6月以降度重なる降雨により明渠施設に埋塞した土砂を除去するための重機借上げ料で共栄地区五嶋地先2箇所、万世地区畠山地先、美宇地区三宅地先、大富地区斉藤地先、朝日地区優駿地先、美宇地区鎌田地先、古岸地区斉藤地先の8ヵ所を予定しております。15節 工事請負費 34万2000円の追加は、万世地区ベルモント地先に係る明渠排水路整備工事で排水路流末部が度重なる降雨により施設の破損及び隣接農地の法面が決壊したことによる整備工事で、600のV型トラフを42メートルの敷設替えを予定しているものであります。4目 畜産業費 204万円の追加は、19節 負担金補助及び交付金 で和牛育種推進協議会に対する補助金で和、牛センターで今年度出荷する牛の預託当時素牛相場が高かったことから、貸付額が高く設定をされており、売却額で回収できない部分を補助金として交付することとしているため、不足額が見込まれることから今回追加するものであります。5目 牧野管理費 787万5000円の追加。4節 共済費 72万1000円、7節 貸金 671万5000円の追加は、臨時職員増員に伴う人件費の追加であります。11節 需用費 43万9000円の追加は、牧野入牧頭数の増加に伴う防疫薬剤の購入に係る消耗品費の追加で、同額を利用者負担金として納付していただくものでございます。13ページに移ります。2項 林業費 2目 林道費 2724万7000円の追加。15節 工事請負費 2446万2000円の追加は、旧大規模林道の緑資源幹線林道平取えりも線の土砂崩れ箇所の復旧にかかる維持補修等工事で切土工、盛土工241立方メートル、防護柵工19メートル、法面工100平方メートルを予定しているものであります。17節 公有財産購入費 278万5000円の追加は、普通林道八木線ほか2路線の林道敷地に係る未処理用地、地権者8名の計3万6507平方メートルを取得するものであります。6款 商工費 1項 商工費 2目 観光費 3775万1000円の追加。12節 役務費 72万5000円、13節 委託料 3200万2000円の追加は、日高道の整備に伴うホロシリ乗馬クラブの移転に係る経費で、12節はクラブハウス、既舎、屋内運動場に係る建築物確認申請手数料及び開発行為に係る手数料。13節は、移転に係る実施設計、地盤調査、開発行為に係る業務委託料を計上しております。15節 工事請負費 502万4000円の追加は、新

冠温泉各施設における機能向上及び経年劣化に伴う営繕工事等を実施するもので、本館客室LED照明器具交換工事は、ホテル旧館の照明器具をLED化するもので、全28室92台の交換を予定しております。宴会場灯油ストーブ設置工事は、宴会場の富士、楓の2室の暖房として、現在エアコン暖房を使用しておりますが、不十分であることから、灯油ストーブ2台及び灯油タンク1機を設置するものであります。風呂ろ過器の濾材交換工事は、露天風呂及び洋風風呂のろ過器内の濾材が汚れて硬化をしており、洗浄機能が働かないことから濾材及び濾床各40リットルを交換するものであります。施設建築改修工事のレストランエアコン室外機基礎かさ上げは、現在のエアコン室外機が雨だれや落雪、さらには除雪時に支障となるため40センチメートルかさ上げるほか、全体を覆う柵を設置する工事を実施するもの。屋根用雨どい取り付けは、露天風呂への雨水の侵入を防ぐため和風風呂、洋風風呂、家族風呂に雨どいを設置するもの。家族風呂窓ガラス取り替えは、経年により浴室内ガラスの曇りやガラス内部の消耗が著しいことから取り替えるものであります。14ページに移ります。7款 土木費 1項 道路橋梁費 2目 道路維持費 560万9000円の追加。11節 需用費 110万9000円の追加は、町所有のグレーダー等の除雪車両の修繕を計上しております。13節 委託料 450万円の追加は、町道除雪業務委託料であります。2項 河川費 1目 河川総務費 450万円の追加は、14節 使用料及び賃借料 で本年6月以降度重なる降雨により、河川施設に埋塞した土砂を除去するための重機借り上げ料で、若園畠山沢川河床掘削他河床掘削が6カ所、法面工が2カ所、崩土除去1カ所、法護岸1箇所の計10カ所を予定しております。8款 消防費 1項 消防費 2目 災害対策費 507万9000円の追加は、18節 備品購入費 で新型全国瞬時警報システムJアラートの受信機購入費で、Jアラートは平成22年度に整備し、23年6月から町防災行政無線と連動させ、17カ所の屋外スピーカーから自動的に放送される体制を取っておりますが、平成31年度からは新型の受信機のみで情報伝達が行われるということになったことから、新型受信機を導入するものであって財源につきましては、起債額の70%に対し、交付税措置される緊急防災減災事業債の発行を予定しているものであります。15ページに移ります。9款 教育費 1項 教育総務費 2目 事務局費 補正額はありますが、財源内訳において今年度予算計上しておりますコミュニティスクール推進委員会の運営費に対する補助金20万4000円が国庫補助金として交付されることから財源調整をしているものであります。3目 住宅費 23万8000円の追加は、教員住宅に設置しております電気温水器1機の基盤故障に伴う修繕料の追加であります。2項 小学校費 1目 学校管理費 281万3000円の追加は、小学校3、4学年の社会科で使用する副読本の印刷製本費で、平成20年度から使用している副読本の全面改正に向け、平成29年度から教職員を中心とした編集委員会により編集作業を行っておりましたが、7月開催の編集委員会において掲載内容が確定したことから、平成31年度から34年度までの4年間で使用する310冊の印刷製本費を計上しているものであります。5款 社会教育費 5項 社会教育費 4目 青少年育成費 18万4000円の追加は、少年国内研修交流事業

の参加者増に伴う増額であります。8節 報償費 10万6000円の追加は、特別支援学級在学児童の参加に伴い、引率体制を強化するための職員1名分を追加するものでありますが、今年度、新冠中学校の教頭が引率者となることから旅費ではなく、報償費で措置するものであります。13節 7万8000円の追加は、応募のあった21名全員を参加させることになり、1名分を追加するものであります。次に、歳入について説明をいたしますので、7ページをお開き願います。12款 使用料及び手数料 1項 使用料 4目 農林水産業使用料 285万3000円の追加は、牧野使用料で預託頭数増に伴う入牧料の追加であります。13款 国庫支出金 2項 国庫補助金 5目 教育費国庫補助金 20万4000円の追加は、今年度実施をしておりますコミュニティスクール推進委員会の運営費に対し3分の1が国庫補助されるものであります。14款 道支出金 2項 道補助金 4目 農林水産業費道補助金 850万円の追加は、旧大規模林道の緑資源幹線林道平取えりも線の維持補修等工事に対し、地域づくり総合交付金の小規模林道地域整備事業として事業費の35%を計上したものであります。15款 財産収入 1項 財産運用収入 1目 財産貸付収入 16万7000円の追加は、民間賃貸住宅等建設促進補助金を受けて、賃貸住宅を建設する者に対し、町有地1610.61平米を貸し付けるもので、9月から3月までの7カ月分を計上しているものであります。8ページに移ります。2項 財産売払収入 1目 物品売払収入 57万9000円の追加は、日高自動車道厚賀静内道路工事に伴う字節婦町の町有地の桑他911本に対する流木補償費であります。2目 不動産売払収入 30万2000円の追加は、同じく日高自動車道厚賀静内道路工事に伴う字節婦町の町有地6332.1平米の町有地の売却費であります。16款 寄付金 1項 寄付金 2目 指定寄付金 313万5000円の追加は、1法人3個人から寄附のあった313万5000円をふるさとづくり基金に積み立てるものであります。17款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 ふるさとづくり基金繰入金 831万6000円の追加は、就農施設等整備費補助金に500万円、野菜促成栽培施設整備事業に331万6000円を繰り入れるものであります。3目 財政調整基金繰入金 8179万3000円の追加は、歳出の財源調整のため繰り入れるものでありますが、このうちホロシリ乗馬クラブの移転に関する費用3272万7000円につきましては、今後移転補償費として支払われることとなりますことから、実質の繰入額は4906万5000円と、6000円となるものであります。9ページに移ります。19款 諸収入 4項 雑入 5目 雑入 152万1000円の追加。少年国内研修個人負担金1万5000円の追加は、参加人員の増に伴う追加。牧野預託者負担金43万8000円の追加は、町有牧野預託頭数の増加に伴い、防疫薬剤使用料の増収に伴う追加であります。日高中部広域連合前年度清算返還金106万8000円の追加は、前年度の負担金の清算により実績額が見込み額を下回ったことにより返還されるもの。20款 町債 1項 町債 2目 農林水産業債 1590万円の追加及び、4目 消防債 500万円の追加は4ページ第2表地方債の追加で説明したとおりでございます。以上が、議案第35号 平成30年度新冠町一般会計補正予算の提案理由でございます。ご審議の上、提案どおりをご決定くださいます

ようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第 2 1 議案第 3 6 号 平成 3 0 年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第 2 1 議案第 3 6 号 平成 3 0 年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。鷹背保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹背寧君） 議案第 3 6 号 平成 3 0 年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算につきまして、提案理由を申し上げます。1 ページをお開きください。今回の補正予算は 2 回目の補正でございます。平成 3 0 年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算を次のとおり定めようとするものでございます。歳入歳出予算の補正第 1 条 規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 3 5 4 万 1 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 2 1 5 3 万円とするものでございます。補正内容につきまして、事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、6 ページをお開きください。1 款 総務費 1 項 総務管理費 2 目 連合会負担金、補正額 2 2 万 8 0 0 0 円の追加。1 9 節 負担金補助金及び交付金 の補正でございますが、国保連合会への負担金のうち国保システム運用のための保守経費で平成 3 0 年度の負担金確定による補正でございます。なお、補正額の 2 分の 1 は、同調整交付金として歳入予算計上いたします。8 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付加算金 3 目 償還金 1 3 3 1 万 3 0 0 0 円の追加。2 3 節 償還金利子及び割引料 の補正でございますが、国庫負担金補助金等清算金返納金 1 2 8 6 万 4 0 0 0 円は、平成 2 9 年度療養給付費及び特定検診負担金の実績報告に伴う超過交付、超過交付分の返納金です。退職者医療療養給付等交付金清算返納金 4 4 万 7 0 0 0 円は、退職者医療費の平成 2 9 年度分実績報告に伴う返納金です。同負担金等補助金清算返納金 2 0 0 0 円は、平成 2 9 年度特定検診負担金の実績報告に伴う返納金です。続きまして、歳入についてご説明いたしますので、5 ページをお開き願います。6 款 道支出金 1 項 道負担金 1 目 保険給付金等交付金 補正額 1 1 万 4 0 0 0 円の追加。2 節 保険給付費等特別交付金の補正でございますが、歳出に予算計上いたしました連合会負担金 2 2 万 8 0 0 0 円の 2 分の 1 に当る 1 1 万 4 0 0 0 円が交付されるものでございます。8 款 繰越金 1 項 繰越金 1 目 繰越金 補正額 1 3 4 2 万 7 0 0 0 円の追加。1 節 繰越金 の補正でございますが、歳入歳出の財源不足分を前年度繰越金 6 5 7 5 万 1 0 0 0 円より予算化するものでございます。これにより保留財源は、5 2 3 2 万 4 0 0 0 円となります。以上が、議案第 3 6 号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案の通りご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第22 議案第37号 平成30年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定  
補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第22 議案第37号 平成30年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。山谷老人ホーム所長。

○所長（山谷貴君） 議案第37号 平成30年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。1ページをお開きください。平成30年度新冠町介護サービス事業、失礼いたしました。新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算。今回は2回目の補正予算となっております。歳入歳出予算の補正第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300とび9万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億3993万2000円としようとするものでございます。この度の補正は、新冠町デイサービスセンターへの指定管理料増額に係る補正となっております。事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、6ページをお開きください。3歳出 1款 総務費 1項 一般管理費 3目 通所介護事業費 300とび9万円の追加で、13節 委託料 は、デイサービスセンターの平成29年度介護サービス費収入において確定した金額と平成27年度介護保険法改正前の報酬単価に基づき算出した金額との差額を計上しております。次に歳入についてご説明申し上げますので、5ページをお開きください。2歳出 2款 繰入金 1項 1目 1節 いずれも 一般会計繰入金 で94万9000円の追加は、歳出予算委託料増額に対応するものでございます。3款 繰越金 1項 1目 1節 いずれも 繰越金 で214万1000円の追加は、歳出予算委託料増額に対応するものでございます。以上が、議案第37号の提案理由の説明でございます。ご審議を賜り、提案通りご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎閉議宣告

○議長（芳住革二君） 以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

（開会 12時 2分）